

## 長野市上下水道局公告第21号

### 条件付一般競争入札の実施について

長野市が発注する業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）第7条の規定により公告します。

なお、本件業務委託の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算執行が可能となることを条件とします。

令和6年2月26日

長野市上下水道事業管理者 上平 敏久

#### 1 入札対象業務委託

- (1) 業務件名 信田東部地区農集排水処理施設等保守管理業務委託
- (2) 業務場所 長野市信更町赤田 ほか
- (3) 業務概要 次に掲げる農業集落排水処理施設及び同施設に係るマンホールポンプ場並びに該当地区の市管理の戸別浄化槽の保守管理業務
  - ・クリーンハウス信田東部
  - ・クリーンハウス有旅
- (4) 委託期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 本件業務委託は、次のアからカまでに掲げる6件の業務委託と併せて一抜け方式による落札制限を設ける。

次のアからオまでの業務委託（本件業務委託の前に開札）のいずれかの落札者となった者の本件業務委託の入札を無効とする。

また、本件業務委託で落札者となった者の次のカの業務委託（本件業務委託の後に開札）の入札を無効とする。なお、不調、中止等により落札者が決定しない案件があった場合でも、当該案件以降の入札は執行する。また、落札者が決定しない入札をこの公告とは別の公告により後日行うことがある。この場合この公告に係る契約者は、後日行う入札に参加できない。

ア 七二会中部地区農集排水処理施設等保守管理業務委託

イ 戸隠地区農集排水処理施設等保守管理業務委託

ウ 鬼無里地区農集排水処理施設等保守管理業務委託

エ 大原牧下地区農集排水処理施設等保守管理業務委託

オ 浅川北部地区農集排水処理施設等保守管理業務委託

カ 豊野地区農集排水処理施設等保守管理業務委託

#### 2 入札参加できる者の条件

- (1) 長野市物品等供給契約に係る条件付一般競争入札の実施に関する要綱第4に該

当する者であること。

(2) 長野市物品・製造等競争入札参加資格を有する者で、次の各項目に掲げる条件を全て満たしていること。

ア 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）における等級格付がA又はB級の者であること。

イ 資格者名簿の本店情報に長野市内の住所が記載されていること。又は、長野市外に本店がある者にあつては、資格者名簿の委任先情報に長野市内の住所が記載されていること。

ウ 長野市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成10年長野市条例第55号）に基づく登録を受けていること。

エ 農業集落排水処理施設の保守管理業務の受託経験を2年以上有すること。

オ 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行う者で、浄化槽管理士の資格を有し、入札申し込み以前3か月以上の雇用関係がある者を選任できること。

(3) 当該業務の入札に参加しようとする者の相互間に、資本関係又は人的関係があると認められないこと。

### 3 入札参加資格の確認

(1) 本業務委託の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、条件付一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書等は、全てA4サイズとし、1部提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(2)ウの登録を受けていることを証する資料（登録簿の写し等）

ウ 2(2)エの受託実績を証する資料（契約書の写し等）

エ 2(2)オの資格者であることを証する資料及びその者と雇用関係があることを証する資料（免状及び健康保険証の写し等）

(2) 申請書は、長野市ホームページからダウンロードすること。

(3) 申請書等の提出方法

申請書等は、次により持参又は郵送すること。

ア 申請受付 令和6年3月8日（金）から令和6年3月11日（月）まで

イ 受付時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、3月11日は午後4時までとする。

ウ 提出先 長野市役所 第一庁舎 4階 財政部 契約課

エ 郵送宛先 郵便番号 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市役所 財政部 契約課 物品担当 宛て

※ 封筒の表面に「物品等・条件付一般競争入札参加資格確認申請書在中」と記載すること。

※ 受付期間内に契約課に到達すること。

(4) 条件付一般競争入札参加資格の確認結果

競争参加資格確認通知書は、令和6年3月13日（水）付けで申請者宛てにF A

X送信する。

- (5) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

#### 4 仕様書の閲覧等

仕様書等を次のとおり閲覧に供する。

- (1) 期間 令和6年2月26日(月)から令和6年3月19日(火)まで  
(土・日曜日及び祝休日を除く。)
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 場所 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 第一庁舎 4階  
財政部 契約課

#### 5 仕様等に関する質問

- (1) 仕様等に関する質問  
長野市ホームページに掲載の様式によりFAXを用いて行うものとする。
- (2) 質問の受付期間  
令和6年2月26日(月)から令和6年3月1日(金)までとする。ただし、最終日は午後4時までに契約課へ到着した分までとする。  
送付先 財政部契約課 FAX 026-224-5067  
(FAX送信後、必ず契約課物品担当へ電話により着信確認をすること。)
- (3) 質問への回答期間  
令和6年2月27日(火)から令和6年3月5日(火)まで
- (4) 回答の方法  
長野市ホームページに掲載する。

#### 6 入札、開札の方法、日時

長野市期間入札実施に関する要領による期間入札とし、次のとおり実施する。

- (1) 入札書の提出方法は、次のとおりとする。  
入札参加者は、一般書留若しくは簡易書留による配達日を指定しての郵送又は持参(以下「郵送等」という。)のいずれかの方法により、指定する期間内に入札書を提出する。  
郵送等により入札書を提出するに当たっては、封筒に入札書を入れて封かん及び封印し、封筒の表面に次のとおり記載する。  
ア 「380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市 財政部 契約課(物品担当)行」  
イ 「件名 信田東部地区農集排処理施設等保守管理業務委託」  
ウ 「場所 長野市信更町赤田 ほか」  
エ 「開札日 令和6年3月21日」  
オ 「商号又は名称 ○○」 ※ ○○は入札者(受任者)の商号又は名称  
カ 「【入札書在中】」

- (2) 一般書留又は簡易書留による配達日指定は、令和6年3月19日（火）とする。
- (3) 入札書の提出期間は、次のとおりとする。

- ア 提出期間 令和6年3月18日（月）から令和6年3月19日（火）まで
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで。ただし、3月19日は、午後4時までとする。

- (4) 入札回数は、次のとおりとする。

- ア 1回とする。ただし、必要と認めるときは、再度の入札を行うことができるものとする。

- イ 再度入札を行う場合は、入札参加資格者に入札書の提出期間等を通知する。ただし、初度（第1回）の入札で失格となった者には通知しない。

- (5) 入札書については、規則第18条各号に掲げるもののほか、次に該当する入札は無効とする。

- ア 上記(1)及び(2)に示す郵送等の方法によらない入札

- イ その他、入札に関する条件に違反した入札

- (6) 開札日は、次のとおりとする。

- ア 開札日時 令和4年3月21日（木） 午前9時から

- イ 開札会場 長野市役所 第一庁舎5階 会議室 151

- (7) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときには、落札者の決定を保留し、当該入札をした者があらかじめ入札書に記載した3桁の番号（以下「くじ番号」という。）等により、別に定める方法により落札者を決定する。

## 7 最低制限価格の設定

有（最低制限価格未満で入札を行った者を失格とする。）

## 8 調査基準価格の設定

無

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。

## 11 前払金の適用

無

## 12 部分払金の適用

有

### 13 入札事項

- (1) 入札は、規則、長野市建設工事等入札心得（以下「入札心得」という。）及び長野市期間入札実施に関する要領の規定に従い行うこと。
- (2) 入札書は、長野市ホームページに掲載の様式第10号（物品・製造・業務委託）を使用し、「長野市上下水道事業管理者 上平 敏久 宛」とすること。  
この様式、宛先以外での入札は、無効とする。
- (3) 入札書に記載する日付は、令和6年3月13日から令和6年3月19日までの日付とし、この期間以外の日付を記載した入札書は、無効とする。

### 14 契約条項等

本業務委託は、契約書の作成を要する。

### 15 労働環境報告書等

この契約は、長野市公契約等労働環境報告書及び業務体制図の提出を要する。

### 16 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、規則、入札心得、契約約款、仕様、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

#### ※ 問い合わせ先

財政部 契約課 物品担当 電話 026-224-7035（直通）